

被保険者各位

公告第03-03号
令和3年4月1日
サンゲツ健康保険組合

理事長 安田



組合規約の変更について

サンゲツ健康保険組合の規約について以下の変更が、東海北陸厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規程に基づき公告いたします。

サンゲツ健康保険組合同規約 新旧対照表

新	旧
(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。	(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。
附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。	

以上